

特定民間再開発事業及び地区外転出事情の認定に関する規則及び建築物の耐震改修の促進に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年11月1日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第75号

特定民間再開発事業及び地区外転出事情の認定に関する規則及び建築物の耐震改修の促進に関する法律施行細則の一部を改正する規則

(特定民間再開発事業及び地区外転出事情の認定に関する規則の一部改正)

第1条 特定民間再開発事業及び地区外転出事情の認定に関する規則(昭和60年岩手県規則第18号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(特定民間再開発事業認定の申請) 第2条 [略] 2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。 (1)～(4) [略] (5) 建築基準法(昭和25年法律第201号)第6条第1項の規定による確認済証(同法第6条の2第1項又は同法第18条第3項の規定による確認済証を含む。) (6)～(9) [略]	(特定民間再開発事業認定の申請) 第2条 [略] 2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。 (1)～(4) [略] (5) 建築基準法(昭和25年法律第201号)第6条第1項の規定による確認済証(同法第6条の2第1項又は第18条第3項若しくは第4項の規定による確認済証を含む。)の写し (6)～(9) [略]
備考 改正部分は、下線の部分である。	

(建築物の耐震改修の促進に関する法律施行細則の一部改正)

第2条 建築物の耐震改修の促進に関する法律施行細則(平成26年岩手県規則第7号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後								
様式第4号(第8条関係) [略] 注 次の図面等を添付してください。 1・2 [略] 3 調査対象建築物に係る建築基準法(昭和25年法律第201号)第6条第1項の確認済証(同法第6条の2第1項又は第18条第3項の確認済証を含む。)及び同法第7条第5項の検査済証(同法第7条の2第5項の検査済証を含む。)の写し  [略]	様式第4号(第8条関係) [略] 注 次の図面等を添付してください。 1・2 [略] 3 調査対象建築物に係る建築基準法(昭和25年法律第201号)第6条第1項の <u>規定による</u> 確認済証(同法第6条の2第1項又は第18条第3項若しくは第4項の <u>規定による</u> 確認済証を含む。)及び同法第7条第5項の <u>規定による</u> 検査済証(同法第7条の2第5項又は第18条第22項若しくは第26項の <u>規定による</u> 検査済証を含む。)の写し  [略]								
<table border="1"><tr><td>[略]</td><td>[略]</td></tr><tr><td>建築基準法第7条第4項に規定する検査の日以降の建築等の状況</td><td>[略]</td></tr></table>	[略]	[略]	建築基準法第7条第4項に規定する検査の日以降の建築等の状況	[略]	<table border="1"><tr><td>[略]</td><td>[略]</td></tr><tr><td>建築基準法第7条第4項に規定する検査の日(同法第7条の2第4項又は第18条第21項若しくは第25</td><td>[略]</td></tr></table>	[略]	[略]	建築基準法第7条第4項に規定する検査の日(同法第7条の2第4項又は第18条第21項若しくは第25	[略]
[略]	[略]								
建築基準法第7条第4項に規定する検査の日以降の建築等の状況	[略]								
[略]	[略]								
建築基準法第7条第4項に規定する検査の日(同法第7条の2第4項又は第18条第21項若しくは第25	[略]								

		項に規定する検査の日を含む。)	
[略]		以降の建築等の状況	
[略]		[略]	
[略]		[略]	

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 第2条の規定による改正後の建築物の耐震改修の促進に関する法律施行細則に定める様式は、この規則の施行の日以後に提出する調書について適用し、同日前に提出した調書については、なお従前の例による。